

事業事前評価表

平成 25 年 1 月 9 日

国際協力機構 地球環境部 森林・自然環境保全第二課

1. 案件名

国名： コスタリカ共和国

案件名：(和) 参加型生物多様性保全推進プロジェクト

(英) Project for Promotion of Participatory Biodiversity
Conservation

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における生物多様性保全セクターの現状と課題

コスタリカ共和国（以下、コスタリカ）には、地球の陸地面積の**0.03%**しかない国土に、現在確認されている生物種の**4.8%**にあたる**95,000種**が存在し、その中に絶滅危惧種等の貴重な種も多い。そのため、「生物多様性ホットスポット」¹であるメソアメリカ地域の中でも、生物多様性の保全上、重要な国と位置付けられている。しかし、1940年に国土の75%を占めていた森林被覆率は、1950年代から始まった農地拡大政策等により、1987年には21%まで減少した。

森林減少に危機感を覚えたコスタリカ政府は、1980年代後半より先駆的な森林保全、生物多様性保全のための政策、活動を実施してきた。例えば、国立公園をはじめとした自然保護区の積極的な設置、1997年には、世界で初めて国家レベルで環境サービスに対する支払（以下「PES」）制度も開始²した。さらに1998年には生物多様性法を制定し、森林資源、野生生物、保護区の統合的管理を目指すため、全国を11の保全地域に分け、地域ごとに多くのステークホルダーの参加を得て自然資源の管理を行う国家保全地域システム（以下「SINAC」）³を創設した。これらの活動の結果、森林面積は2010年には52%程度まで回復するに至っている。

¹ 生物多様性に富み、固有種の割合も高く、また、生息地の破壊や絶滅の危機が迫っており、生物多様性保全上、重要な地域。例えば米国の国際 NGO である Conservation International は地球上の 34 地域をホットスポットと定めており、その面積は地球上の 2.3%に過ぎないが、地球上の植物の 50%以上、陸上脊椎動物の 42%を含むとしている。コスタリカを含むメキシコ中央部からパナマ運河まではメソアメリカホットスポットとされている。

² 生態系サービスに対する支払(Payment for Ecosystem Service = PES)は、水源涵養機能や、炭素固定機能等、生態系が提供するサービスを経済的に評価し、それを生態系管理者に還元しながら、生態系を保全していこうという、生態系保全のための経済的手法の一つ。コスタリカでは、1996年の森林法で、「環境サービスへの支払」という名称を使い、森林が提供する4つのサービスを定め、再植林や既存の森林保全を行う土地所有者に一定額の支払いを行うプログラムを開始した。

³ SINAC は、生物多様性法では、「様々なセクターの代表からなる全国評議会、地域評議会、地方評議会、及び行政組織である SINAC 事務局と 11 の保全地域事務所から構成される、管理・調整システム」とされているが、一般的に SINAC という場合には、行政組織である SINAC 事務局と保全地域事務所を指すことが多い。

また、このように適切に保全されてきた多様な自然環境や生物多様性は、同国の経済発展にも寄与している。多様で豊富な自然を資源として活用している観光業は国の重要産業の一つであり、2004年には、同国を訪れる外国人観光客のうち約40%が国立公園をはじめとする自然保護区を訪問し、観光業は国内総生産の7%を占めた。2010年には、観光業による外貨収入が、1,880百万ドルに達している⁴。このような国を挙げての努力は、国際的評価も高く、2010年に名古屋で行われた生物多様性条約締結国会議COP10の際には、コスタリカの生物多様性法に対し、World Future Council⁵がThe Future Policy Awardを授与している。

自然保護区の管理体制については、国立公園や森林保護区等、保護地域を目的別に9つの管理カテゴリに分類している。9つの管理カテゴリは、世界自然保護連合(以下「IUCN」)の管理基準に照らし合わせると、カテゴリIの厳正保護地域からカテゴリVIの資源保護地域までであるが、実際には、一部の保護区を除くと、人間活動を排除することを前提とした管理モデルが適用されており、実際の管理活動としては、保護区内及び周辺域における違法活動の取り締まりが中心である。そのため、保護区によっては、保護区内・周辺住民と保護区行政担当機関の間に軋轢が生じている。そこでJICAは、2008年10月から3年間にわたり、「バラ・デル・コロラド野生生物保護区住民参加型管理プロジェクト(以下「REBACOプロジェクト」)」を実施した。その結果、同プロジェクトは保護区における参加型協働管理の基礎的体制を確立するなどの成果を上げ、対象となったバラ・デル・コロラド野生生物保護区(以下「REBACO」)は、コスタリカで参加型管理が実践されているモデル的な保護区とみなされるようになっている。

上述したようなPES制度、生物多様性法、SINAC制度、住民参加型協働管理などのコスタリカにおける先駆的な経験は、国際的に注目を集めているが、このコスタリカの生物多様性保全にかかる実績や経験は、その功罪も含め、体系的な整理や検証が十分なされていない。世界、とりわけ中米のメソアメリカホットスポットにおいて効果的な生物多様性保全を進める上で、コスタリカの経験を知識(Knowledge)として有効活用することが内外から期待されている中、コスタリカ環境エネルギー通信省(以下「MINAET」)は、生物多様性保全に係る経験を特に中米地域に共有し国際貢献につなげたいとの考えに基づき、本案件をわが国に要請してきた。これに対し、生物多様性保全分野に関して、特に中米地域における支援を考える上で、コスタリカが日本のパートナー国に成り得るとの期待もあり本要請が採択された。

⁴ 同年のコスタリカの輸出総額は、9,448百万ドル。

⁵ ドイツのハンブルグに本部を持つNGOで、主に自然資源の利用を通して、将来世代の権利を保障していくことを目的としている。

(2) 当該国における生物多様性セクターの開発政策と本事業の位置づけ

コスタリカの国家開発計画（2010～2014年）では、「環境と持続可能な開発」を重点課題の一つに掲げており、環境保全を経済成長の基礎とすることを目指している。生物多様性保全は気候変動対策等と並び、5つの柱の一つであり、生物多様性保全行政を管轄する SINAC の強化、保護区の増設、PES 対象地の拡大などが挙げられている。

生物多様性国家戦略（2000年）⁶では、生物多様性の保全と持続的利用という国家目標を達成するために、多くの社会経済セクターの努力を統合し、地方・国・国際的な連携を促進することをミッションに掲げている。また、全ての国民が参加することを重要な価値観として挙げている。さらにこのミッションの実現にあたり、生物多様性の持続的利用や保全を進めるための知識 (knowledge) を積み上げていくための能力を強化すること、また、中米域内における経験の共有のための活動が必要であることが明記されている。

SINAC 戦略計画（2010～2015年）⁷では、参加型の生物多様性保全と自然資源の持続的利用をビジョンとして挙げており、多様なアクターによる包括的・統合的な社会参加型の保全を推進すべきとしている。また、SINAC の目的の一つとして、国内外の SINAC に対する認知度を高めるために、SINAC の持つ有益な知見を広めるべきとしている。

国家計画経済政策省（MIDEPLAN）が現在策定中の国際協力政策では、環境分野における中米域内協力が含まれる予定であり、生物多様性保全分野の優先順位は高いとされている。

(3) 世界及び中米における生物多様性保全セクターの動向と本事業の位置づけ

生物多様性条約では、2010年に我が国で開催された COP10 において、2015年もしくは2020年までの達成目標を定めた「愛知ターゲット」を採択し、特に目標 11 では2020年までに陸域及び内陸水域の 17%、沿岸域及び海域の 11%まで保護地域を拡大することを掲げている。一方、コスタリカは現時点ですでに陸域 26%、海洋域の 17%まで保護地域を拡大し、それらの保護区に対してもペーパーパークにとどまらない管理を実施しており、適切な保全政策を効果的に実践している。本プロジェクトでは、コスタリカの先駆的な経験から「愛知ターゲット

⁶ 生物多様性条約第 6 条により、条約加盟国が自国の生物多様性保全のために作成しなければいけないとされているもの。コスタリカでは 2000 年に作成され、大臣決定、ならびに大統領により発表された。現在、改訂版を作成中。

⁷ 法令等で作成を規定されていないが、行政監督庁(Contraloría General de República)からの指示により、作成されたもの。SINAC の意思決定最高機関である国家保全地域評議会(Consejo Nacional de Áreas de Conservación)により承認された。

ット」の目標達成に寄与する知識（Knowledge）を抽出、共有することが期待できる⁸。

中米統合機構（SICA）の一部局である中米環境と開発委員会（CCAD）が策定した「中米地域環境計画（2010～2014年）」では、「環境統治：地域における政策の影響と主流化」を戦略の一つに掲げ、環境政策の主流化に向け、域内のリソースの有効利用や協力の推進を挙げており、コスタリカの知識（Knowledge）を核に、中米諸国間の関係者間で生物多様性保全に係る知見の共有の推進を目指す本プロジェクトの活動は、CCADの戦略に合致している。

また、中米各国は洪水や土砂崩れ等、自然災害の多い国であり、その対策を国家的課題としている国が多く、災害緩和機能を保持する生態系の保全もまた重要な課題である。

（4）生物多様性セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は生物多様性国家戦略（2012～2020年）⁹の行動計画の中で、途上国のニーズや生物多様性を取り巻く国際社会の動向などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進するとしている。

我が国の対コスタリカ国別援助方針（平成24年度）では、「環境分野を中核とした持続的発展への支援」を基本方針として掲げており、自然環境保全に関する支援も展開するとしている。

同様に事業展開計画の中では、本プロジェクトは、「都市環境改善・自然環境保全プログラム」の中に位置づけられている。

以上より、本プロジェクトを通じたコスタリカの生物多様性保全に対する支援は、我が国の援助方針に合致するものである。

なお、当該セクターのコスタリカにおける援助実績としては、2009年度環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」（E/N額7億円）、及び、住民参加型保護区管理におけるSINACの能力向上を目的として実施された技術協力プロジェクト「REBACOプロジェクト」（協力期間：2008年10月～2011年10月）がある。また、アルゼンチンからの第三国専門家により「中央太平洋保全地域の保全管理計画」（協力期間：2010年10月～2012年3月）が実施された。

（5）他の援助機関の対応

現在 SINAC に対しては、米州開発銀行（以下、「IDB」）、国連開発計画（以下、

⁸ 他の目標で、本プロジェクトに特に関連している目標としては、目標1、目標5、目標7、目標11、目標19があげられる。

⁹ 生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画で、「生物多様性国家戦略2012-2020」は平成24年9月28日に閣議決定された。

「UNDP」)、スペイン政府、ドイツ政府などが 13 件のプロジェクトを実施・支援しており、計画中のプロジェクトも本プロジェクトを含め 5 件ある。

UNDP は、地球環境基金 (GEF) の資金を活用し、海洋・湿地の生物多様性保全、及び SINAC 全体の組織的な能力強化を目的としたプロジェクトを実施している。

IDB は観光、海洋・流域の統合型管理、気候変動に関する 4 件のプロジェクトを支援しており、また「生態系サービスの持続的管理プロジェクト」を計画中である。

スペイン及びスペイン国際協力開発機構 (以下「AECID」) は、SINAC に対し継続的に援助を行っており、2006 年には REBACO プロジェクトの対象地である REBACO の管理計画作成を支援している。現在も「プエルト・リンド村における農村・エコツーリズムの開発と生計改善プロジェクト」を、REBACO 内の沿岸部にある村落を対象として実施している。

ドイツ政府は生物多様性保全と気候変動対策の双方に重点を置いた支援を行っており、ドイツ環境自然保護原子力安全省 (BMU) 及びドイツ国際協力公社 (GIZ) を通じて、3 件のプロジェクトを実施中である。また、「新生物多様性戦略に応じた生物回廊事業実施プロジェクト」を計画中である。

ヨーロッパ連合 (EU) は、生物多様性研究所 (以下「INBio」) と「平和と民主主義財団 (FUNPADEM)」と共に、「中米の沿岸コミュニティと気候変動」プロジェクト (Manos a la Costa プロジェクト) を、コスタリカを含む中米 4 カ国とパナマで行っている。REBACO 沿岸部に位置するバラ村は、同案件の対象村の一つであり、REBACO を管轄するトルトゥゲーロ保全地域管理事務所は同プロジェクトのカウンターパートの一つである。

IUCN は、新たに策定した 4 ヶ年計画 (2013~2016 年) で、域内協力によるナレッジ・マネージメントと能力開発の推進を目標の一つに掲げている。また、2012 年 10 月から「生物多様性と保護区管理に関するプログラム (BIOPAMA)」を開始した。

3. 事業概要

(1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本プロジェクトは、コスタリカの PES 制度、生物多様性法、SINAC 制度、住民参加型協働管理などの先駆的な取り組みや経験を、その功罪を含め整理、検証し、知識 (Knowledge) として体系化した上で、コスタリカの取り組みをさらに改善するための政策提言を行うとともに、コスタリカ国内外の生物多様性保全関係者に対し、広くこれらの知識 (Knowledge) の共有を図ることにより、コスタリカ及び中米各国における参加型生物多様性保全に関する政策とシステムの強化とメソアメリカホットスポットに対する効果的な生物多様性保全の実現に

寄与することを目指すものである。

なお、本プロジェクトでは「知識 (Knowledge)」を、「生物多様性保全にかかる政策や取組みが実施されるに至った背景、その後の実施プロセス、実施状況とその結果、生物・社会・経済的効果・影響、課題、教訓、今後の改善の方向性などを体系的に整理したもの」と定義する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- 参加型保護区管理のモデル確立と共有：バラ・デル・コロラド野生生物保護区 (81,177ha)、その他の保護区、及びその周辺地域。
- 参加型生物多様性保全に関する知識 (Knowledge) の体系化・共有：調査研究対象及びセミナー・ワークショップ主題に応じて、サンホセを主とするコスタリカ国内 (毎年、国内2、3か所で4、5回程度の実施を想定)。

(3) 本事業の直接受益者 (ターゲットグループ)

- SINAC 職員： 約 1200 名
- コスタリカ国内研究機関等： 約 100 名
- REBACO 内住民： 約 2400 名
- コスタリカ及び中米各国の生物多様性保全関連機関： 約 500 名

(4) 事業スケジュール (協力期間)

2013年4月～2018年3月を予定 (計60ヶ月)

(5) 総事業費 (日本側)

約4.5億円

(6) 相手国側実施機関

SINAC (サンホセ事務局本部、トルトゥゲーロ保全地域事務所他)

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

長期専門家

チーフ・アドバイザー、リサーチ・セミナー調整、参加型保護区管理 (各 60M/M)

短期専門家

参加型環境モニタリング、湿地の賢明な利用、保護区管理とゾーニング¹⁰、

¹⁰ ゾーニングとは、保護区内の場所ごとの土地利用区分を決めることにより、保護区の適切な利用・管理を目指すこと。

GIS 等

本邦研修

参加型環境モニタリング、環境配慮型農産物のマーケティング等

供与機材

車両 2 台、事務機器 1 式

在外事業強化費

調査研究現地委託費、国内・国際セミナー・ワークショップ開催費、参加型管理パイロット活動費、プロジェクト運営費

2) コスタリカ国側

カウンターパート

プロジェクト・ダイレクター

プロジェクト・マネージャー

リサーチ・コーディネーター

参加型管理コーディネーター

REBACO フィールドスタッフ (9 名)

その他のプロジェクト活動関連職員

施設・機材・運営費

プロジェクト事務室と維持管理費

プロジェクトスタッフの車両関連費用

通信費 (電話、インターネット等)

国内セミナー・ワークショップの食費・宿泊費 (原則 SINAC 参加者分)

その他の必要経費

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類：カテゴリ C

②カテゴリ分類の根拠：

本プロジェクトは、生物多様性の保全推進を通じた地域住民の生活向上を視野に入れていることから、環境や社会へ負の影響は予見されず、環境、社会に対して正のインパクトを及ぼすことが期待される。

2) ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減

本事業によるネガティブな影響は予見されない。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2010年3月に合意された環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」(E/N 額7億円)により投入予定の機材の活用を考慮する。

国際セミナー・ワークショップの開催の際には、マレーシア国「生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」(2013年開始予定)、パナマ国「アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト」(2006年8月～2011年7月)、ホンジュラス国「コミュニティ参加促進を通じたエル・カホン流域保全プロジェクト」(2013年～2016年)等、本分野におけるJICAの他案件が構築している各機関とのカウンターパートとしての関係を国際セミナー・ワークショップの参加者募集や、他国における経験を共有するためのケースとして、積極的に活用する。

REBACOにおける活動では、環境教育、エコツーリズム、有機農法の普及等において、JICAボランティアの派遣や草の根無償を、また、知識(Knowledge)体系化のための調査・研究活動では、日本との大学間交流、科学技術協力等との連携可能性を検討する。

2) 他ドナー等の援助活動

現在国内で行われているプロジェクトのうち、以下の5件は、コスタリカにおける参加型生物多様性保全の推進を目指したものであり、それらプロジェクトにおける経験は、知識(Knowledge)を体系化する際に参考とする具体的事例として、特に活用が可能である。即ち、AECIDの「ペルト・リンド村における農村・エコツーリズムの開発と生計改善」、IDBの「生態系サービスの持続的管理」、GIZの「新生物多様性戦略に応じた生物回廊事業の実施」、IUCNの「生物多様性と保護区管理に関するプログラム(BIOPAMA)」、そしてEU「中米の沿岸コミュニティと気候変動(Manos a la Costaプロジェクト)」である。

さらに、コスタリカ政府と米国のNGOが主となり共同で始めた取り組みとして、Costa Rica por Siempre(永遠なるコスタリカ)というプログラムがある¹¹。これは、保護区管理に必要な持続的資金メカニズム構築のためのプログラムであり、保護区管理に関連した活動を行う際には、協力関係を築くことが期待できる。

4. 協力の枠組み

¹¹ コスタリカ国内の保護区管理の充実に目的とし、民間資金、二国間協力、マルチドナーの資金を使い、最終的に50百万ドルの資金を集め、それを保護区管理に必要な持続的資金メカニズムとして運営するプログラム。SINACと協定を結び、資金管理、運営は、コスタリカ政府がThe Nature Conservancy等の国際NGOと協力しそのために新たに作ったコスタリカのNGOであるCosta Rica por Siempre協会が行っている。この取り組みは、コスタリカ政府が名古屋のCBD-COP10でその後の愛知ターゲットの決議を見据えた取り組みとして宣言した。

(1) 協力概要

1) 上位目標：

コスタリカ及び中米各国における参加型生物多様性保全に関する政策とシステム¹²が、知識（Knowledge）の適切な利用により強化される。

【指標】¹³

- 1-1 コスタリカ国内において、少なくとも 2 つの政策案または改善された政策が実施される。
- 1-2 他の中米諸国において、プロジェクトによって得られた知識（Knowledge）を使って実施された活動の数。

2) プロジェクト目標：

コスタリカにおける参加型生物多様性保全のための知識（Knowledge）が、コスタリカ国内外に広く共有される。

なお、3の（1）で定義しているように「今後の改善の方向性」は、知識（Knowledge）を構成する一部であり、プロジェクト目標に言及する「知識が共有される」状態には、「今後の改善の方向性」、つまり改善すべき政策が明確になり、提言された政策の実現に向けた決定プロセスがコスタリカ国内で開始された状況にあることも含んでいる。

【指標】

- 1-1 コスタリカ国内において参加型生物多様性保全に関し、関連当局¹⁴に提出され、審議が開始した提言政策の数。
- 1-2 セミナーやワークショップで共有された知識（Knowledge）にポジティブな評価をし、自国での具体的な活用を表明した参加者数とその活用提案数。

3) 成果及び活動

成果 1 REBACO における参加型生物多様性保全が強化され、他の保護区と共有される。

【指標】

- 1-1 複合型農業¹⁵を採用している農家の数。

¹² ここで言うシステムの強化とは、生物多様性保全のための「法令」、「組織」、「資金」、「現場での活動」等のいずれかが整備もしくは実行されることを意味する。

¹³ 目標値が設定されていない指標については、ベースライン調査とカウンターパートとの協議を経て数値を設定し、プロジェクト開始後 6 ヶ月目を目途に合同調整委員会の承認を得る予定である。

¹⁴ 提言政策の内容により、SINAC や FONAFIFO が想定される。

¹⁵ Fincas integrales もしくは Fincas integradas の訳。英訳だと Integrated Farm。一軒の農家の中で、家畜や農作物を多様化することによって、農家内の物質とエネルギーの流れを循環型にし、化学肥料や農薬

- 1-2 複合型農家グループの収入が、プロジェクトの最終年に増加する。
- 1-3 環境教育活動の数。
- 1-4 参加型環境モニタリングの結果を反映させた地域版動植物ガイドブック。
- 1-5 環境に配慮した生産技術を採用した中・大規模農家の軒数。
- 1-6 地方評議会によって提案、実施された REBACO 管理のための活動の数。
- 1-7 土地所有権の取得手続きについて知らされた地域住民の数。
- 1-8 土地所有権を持つ不在地主対策戦略。
- 1-9 PES の手続き方法について知らされた地主の数。
- 1-10 他の野生生物保護区からセミナー・ワークショップに参加した人数。
- 1-11 プロジェクト終了時まで、REBACO の参加型管理手法を採用した野生生物保護区の数。
- 1-12 改訂された管理計画

【活動】

REBACO 内の複合型デモンストレーション農家の設立・強化、REBACO における大・中規模農家のための持続可能な生産システムを促進、REBACO の土地所有と土地利用に関するより良い管理、バラ保護区の管理計画書を見直し改訂、活動の経験の共有等。

成果 2 コスタリカにおける参加型生物多様性保全に関する知識 (Knowledge) が、成功事例の体系化を通して、記録される。

【指標】

- 2-1 成功事例の体系化を記載した調査報告書の数。

【活動】

プロジェクトの調査諮問委員会¹⁶を設置、調査諮問委員会の助言を参考に、知識 (Knowledge) を記録するための調査テーマ決定、調査実施コンサルタントの契約及びその調査の監督等。

成果 3 参加型生物多様性保全を強化するための政策が提案される。

【指標】

- 3-1 作成された提案書の数。

【活動】

等の外部からのインプットを最小限に抑え、環境への負のインパクトを減らすことを目指す農業経営手法。外部からのインプットを減らすことにより、農家の収入向上にも役立つことが期待できる。

¹⁶ MINAET 副大臣を委員長とし、生物多様性研究所 (INBio)、熱帯農業研究教育機関 (CATIE)、コスタリカ国内の国立大学、国際自然保護連合 (IUCN) メソアメリカ・カリブ地域事務所等、コスタリカにおけるいわゆる生物多様性保全分野の政策ブレーン機関からなる委員会をプロジェクトで組織し、知識 (Knowledge) 体系化の際にアドバイスを得るとともに、提案される政策やプログラムが、確実にコスタリカの生物多様性保全事業に反映されることを目指す。

PES のインパクトモニタリング方法を作成、保護区における許可行為、土地利用方法の提案、SINAC 内に地域管理プログラムを設立、参加型環境モニタリングの普及等。

成果 4 参加型生物多様性保全に関する知識 (Knowledge) が国内外で共有される。

【指標】

- 4-1 セミナー・ワークショップの数。
- 4-2 参加者の人数。
- 4-3 セミナー・ワークショップ報告書の数。

【活動】

セミナー・ワークショップのプログラム、教材・資料の作成とセミナー、ワークショップの調整、実施等。

4) プロジェクト実施上の留意点

● 知識 (Knowledge) 整理の実施体制

知識 (knowledge) の整理のための調査研究は、コスタリカ国の研究者、コンサルタントが主に実施する。同時に、環境エネルギー通信省副大臣を委員長として、生物多様性保全に関しコスタリカ国内の権威である研究機関、大学、関連機関、国際的組織の代表者からなる「調査諮問委員会」を設立し、指導・助言を受けつつ、知識の整理、体系化を進める。知識の整理、体系化をコスタリカ国内の人材が進めることで、同国の人材や機関が自らの経験と知見を再評価し、知識 (Knowledge) として深化させ、自らに内部化することが期待できる。JICA 専門家は、調査研究の実施調整や実施促進の役割を担う。

● 政策への反映

MINAET 副大臣を委員長とし、生物多様性研究所 (INBio)¹⁷、熱帯農業研究教育機関 (CATIE)¹⁸、コスタリカ国内の国立大学、国際自然保護連合 (IUCN) メソアメリカ・カリブ地域事務所等、コスタリカにおけるいわゆる生物多様性保全分野の政策ブレーン機関を「調査諮問委員会」のメンバーとすることで、本プロジェクトによって提案される政策やプログラムが、確実にコスタ

¹⁷ コスタリカの全生物種の記載を目的として、1989年に設置された NGO。NGOではあるが、政令により設立が宣言され、国家的事業として認められている。また、日本の環境省が山梨に生物多様性センターを設立した際に、参考とした機関でもある。

¹⁸ 1973年に作られた、米州の熱帯農業に関する研究、教育国際機関で、コスタリカのトゥリアルバに位置する。農業、自然資源、それらに関連した環境問題についての大学院を設けている。コスタリカをはじめとした米州 13カ国の農業政策、自然資源管理政策に強い影響力を持つ。

リカの生物多様性保全事業に反映されることを目指す。

- 知識（Knowledge）の共有方法

知識（Knowledge）は可能な限り文書化による整理（形式知化）を期待するが、全ての知識（Knowledge）を文書化することは不可能であることが考えられる。そのため、セミナー・ワークショップを開催する際には、文書化が不可能な、「暗黙知」を掘り起し、それらを有する人的リソースに講師として参加してもらい、「暗黙知」を共有することに努める。

- 中米域内における知識（Knowledge）の共有

中米の他の国においても、保護区の協働管理事例等、コスタリカとは異なった生物多様性保全のための取組みが実施されている。従って、国際セミナー・ワークショップの際には、コスタリカの知識（Knowledge）を一方向的に移転する視点ではなく、双方向に知識（Knowledge）を共有し、刺激し合うという観点で開催する必要がある。また国際セミナー・ワークショップの開催に先立ち、事前に中米各国の生物多様性保全に係る現状と課題、ニーズ等を把握するため、基礎調査を実施しておくことが必要である。なお、中米地域対象のセミナー、ワークショップの開催に際しては、各国の保護区関係者、専門家のネットワークである世界保護地域委員会(以下「WCPA」)との連携を図ることが効果的であると思料される。

- 中米における知識（Knowledge）の活用

知識（Knowledge）共有のためのセミナー・ワークショップでは、参加者に各国のアクションプラン等を作成してもらい、必要に応じ、コスタリカから専門人材を派遣する等のフォローアップ活動を実施することにより、中米各国からの参加者がセミナー等で得た知識(knowledge)を自国で活用し、具体的な成果に結びつけることを側面支援する。

- 日本及び中米以外の国とのネットワークの形成

コスタリカの生物多様性保全にかかる政策や取組みは、日本国内においても参考になるものが多い。そのため、知識（Knowledge）の調査研究やとりまとめのプロセス、知識（Knowledge）共有のためのセミナー・ワークショップ等へ、短期専門家として日本の研究者や環境省の関係者を派遣し、交流を深めることなども積極的に検討する。また、2014年にWCPA主催で開催される世界公園会議¹⁹に先駆け、2013年には、アジア公園会議が日本で環

¹⁹ IUCNの世界公園会議（World Parks Congress）は約10年毎に開かれる国際会議で、世界中から自然公園管理に携わる人が集まり、会議後10年間の自然公園管理の世界的方向性が示される。次回は2014年にオーストラリアのシドニーで開かれる予定である。世界会議に先立ち、「アジア国立公園会議」が2013年に日本で開催されることが決まっている。また、「メソアメリカ保護区会議(Congreso Mesoamericano de Áreas Protegidas)」は5年毎を目安に開かれており、次回は、2013年にコスタリカで行う方向で調整中である。

境省の主導により開催されることが決定している一方、メソアメリカ保護区会議(Congreso Mesoamericano de Áreas Protegidas)もコスタリカで開催されることが検討されており、WCPA との連携を強化するとともに、この分野における日本のプレゼンスをアピールする良い機会になると期待される。

- JICA 他案件との連携

マレーシア・サバにおいて、2013年に新規プロジェクト「生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」を開始予定である。このプロジェクトは、これまで10年間実施してきた技術協力プロジェクト「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」(BBEC-I)及び「同フェーズ2」(BBEC-II)を通して得た知識の発信も主要活動としている。また、サバ州も生物多様性保全をキーワードにした地域開発を進めており、サバ州行政機関や大学等の関係者は、コスタリカとの知識共有に高い関心を示しており、両プロジェクトの連携も今後積極的に進める。

- REBACO における活動

本プロジェクトにおけるREBACOでの活動は、「REBACOプロジェクト」終了時評価の際に課題として挙げたことを活動の基本方針とする。即ち、慣習的に居住しているが私有地としての登記を済ませていない住民の土地における、自然資源利用許可方法の検討や、自然環境に配慮した農法として進めてきた複合型農業のさらなる普及とその保全効果の検証等である。また、それらの経験を取りまとめ、効果を検証し知識(Knowledge)として体系化することにより、他の保護区への応用、さらには国外との共有に努める。

(2) その他インパクト

本プロジェクトは、コスタリカの「生物多様性国家戦略」及び「SINAC 戦略計画(2010~2015)」に定められているコスタリカ国及び SINAC が持つ経験、知見の共有に貢献することが期待できる。

また、参加型生物多様性保全という一つのテーマに沿って、数年間にわたり中米諸国を対象にワークショップ・セミナーを開催することによって、各国関連機関の相互理解が進むとともに協力関係が改善され、その結果、域内全体の生物多様性保全のレベル向上に資することも期待される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 事業実施のための前提

- 調査諮問委員会の設置について、関連機関から同意が得られる。

諮問委員会の設置については、MINAET 大臣、副大臣をはじめ、生物多様性研

究所(INBio)や、熱帯農業研究教育センター(CATIE)等、構成メンバーとして期待する機関の代表者に既に説明をし、賛同を得ている。また援助窓口機関である国家計画・経済政策省(MIDEPLAN)もその設置について合意している。

- 中米諸国内の関係が良好に維持される。

中米における地域セミナーを開催する際に、地域内各国の関係が良好であり適切な参加者が揃うことが前提条件となる。現在、コスタリカとニカラグアの国境地域においては、国境線の画定問題があることが知られているが、行政官レベルでの交流に関しては問題がない。また、WCPA等の第三者国際機関を介することで、政治的問題のセミナーへの干渉を減少させる配慮も行う。

(2) 成果達成のための外部条件

- 地域の生産者から理解と協力が得られる。

成果1を達成するには、REBACO内に居住する住民、土地所有者及び生産者の理解と協力が不可欠であるため、活動の中に住民の生計向上につながる環境に配慮した農産物の販売促進活動等を取り入れ、住民、生産者等へのインセンティブを心掛ける。

- 優秀な調査研究者が選定される。

知識(Knowledge)を抽出するための調査は、競争ベースで募集した調査研究者等との業務実施契約により行う予定であるが、業務実施者の質を確保するために、カウンターパート機関であるSINACが持っている情報や人脈を最大限に活用し、適切な業務実施者を選出する。他方、調査諮問委員会に参加を予定している機関は、優秀な研究者、専門家を多く抱えており、これら機関も実際の調査研究活動に直接参加することを希望している。よってコスタリカの法令に基づき透明性と公平性を確保した上で、調査諮問委員会メンバー機関が調査実施者としても参加できるようにするための規則を策定、合意し、これら機関の研究者等が本プロジェクトの調査研究活動に積極的に参加できる正当性を確保しておくことが必要である。

(3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- 参加型生物多様性保全がコスタリカの優先政策として維持される。

2014年5月に現政権の交代が予定されているが、生物多様性保全が常に国の重要政策として位置付けられているこれまでの歴史から、生物多様性保全が国の重要政策から外される可能性は少ない。

- 生物多様性保全が中米諸国で重要政策と位置付けられる。

中米諸国の中には、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ等、生物多様性保全を直接的には重要政策と位置付けていない国もあるが、一方で、食糧生産や自

然災害への対策は、すべての国に共通した課題である。生物多様性が生み出す生態系サービスは、これらの課題解決に向けた重要な要素である。そのため、生態系サービス等の概念を前面に出しながら生物多様性保全を進めていく等、各国のニーズにどのように生物多様性保全が役立つかを具体的に示し、発信する。

(4) 上位目標達成のための外部条件

- 政策を実施に移すための資金的条件が確保される

中米諸国においては、生物多様性保全への自国予算の投入に限られることが予想される。そこで、国際セミナー・ワークショップの際には、生物多様性保全のための経済的手法の促進、GEF や UNDP 等の外部資金の活用等、資金調達の方法についても触れていく。

- 中米各国の国民が中米諸国における生物多様性の重要性について認識する。

コスタリカにおいて国民の生物多様性に対する意識をどのように向上してきたかに関する知識 (Knowledge) を抽出し、国際セミナーを通して共有することも本プロジェクトの活動の一つである。そのような場で、中米各国からの参加者に、各国における生物多様性に対する意識向上のため活動の実践を働きかけていく。

6. 評価結果

本事業は、コスタリカ共和国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

コスタリカ国「バラ・デル・コロラド野生生物保護区における住民参加型管理プロジェクト」(2008年10月～2011年10月)では、複合型農業の普及にあたり、「①技術を有する他機関・団体との協力が有効、②農民から農民への知識・技術の共有が有効、③導入する技術の特徴について事前に熟慮する必要性、④献身的な努力、継続的な支援を通じた行政側と農民側の信頼関係の構築が極めて重要」という教訓が出された。本プロジェクトにおいても、REBACO内の小規模農家に対して複合型農業の定着・普及を推進し、中・大規模農家に対して環境保全型農業の普及を図るにあたり、これらの点に引き続き留意して実施する。

マレーシア国「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」(2002年2月～2007年1月)では、「多くの関連機関がプログラムに関わりながらシナジー効果を発現し円滑に活動を進めていくためには、強いリーダーシップと政府高官等からの支持と理解が必要」としている。本プロジェクトにおいては、国内外の多くの関連機関と連携・協力を図り、体系化された知識 (Knowledge) を政策・システムの提案に着実に反映できるように、MINAET 副大臣が合同調整委員会の議長及び調査諮問委員会の委員長に就任する予定である。

メキシコ国「ユカタン半島沿岸湿地保全計画」（2008年3月～2010年2月）では、「技術協力を推進する上で、ローカルに調達できるものはローカルのリソースを活用し、リージョナルに調達できるものはリージョナルのリソースを活用することが重要」としている。本プロジェクトはこの提言と軸を一にし、知識（Knowledge）体系化のための調査研究、環境配慮型農業の導入試験など、コスタリカの有する人材・技術を最大限に有効活用し、同国をはじめとする中米諸国が有する参加型生物多様性保全に関する経験と知見を共有・活用するものである。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

- ベースライン調査： 事業開始6ヶ月以内
- 中間レビュー： 2015年10月頃
- 終了時評価： 2017年10月頃
- 事後評価： 事業終了3年後を目途に実施予定

以 上